

令和7・8年度入札参加資格審査における主観的事項の算定について

令和6年8月 制定

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号。以下「規程」という。)第8条第1項第2号に規定する主観的事項について市長が定める基準として、次のとおり定める。

1 本市発注の建設工事の工事成績(規程第8条第1項第2号ア)

工事成績については、那覇市(法制契約課及び上下水道局総務課に限る。)発注の建設工事のうち、令和5年1月1日から令和6年12月末日まで(以下「対象期間」という。)に完成検査を受けたものを対象として、業種ごとに、第1表のとおり点数を付加するものとする。

なお、前回(令和5・6年度)登録業者のうち引き続き登録するもの(以下「継続登録業者」という。)について対象期間に受検実績がない場合は、同表の工事成績の「普通」の40点を付加するものとし、前回より前に登録されたことがある業者及び新規登録業者については、点数を付加しないものとする。

第1表

工事成績	優秀			良好			普通		
	成績 \geq 90			90 $>$ 成績 \geq 75			75 $>$ 成績 \geq 60		
平均値	100	95	90	85	80	75	70	65	60
付加点数	100	92.5	85	77.5	70	62.5	55	47.5	40

※1 同一の業種で受検工事が2以上ある場合については、その平均値(小数点以下切り捨て)により工事成績を算定する。

※2 上記表にない工事成績については、次の数式により付加点数を算定する。

$$(\text{工事成績点数} - 60) \times 1.5 + 40$$

2 指名停止の状況(規程第8条第1項第2号イ)

指名停止については、対象期間において那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領第2条又は第3条の規定に基づき指名停止を受けた業者を対象とし、第2表のとおり点数を付加するものとする。

第2表

指名停止期間	1月以内	3月以内	6月以内	12月以内	24月以内
付加点数	-30	-35	-40	-45	-50

3 技術者の雇用人数(規程第8条第1項第2号ウ)

技術者の雇用人数については、競争入札参加資格審査に係る基準日(以下「審査基

準日」という。)において土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、造園工事業又は塗装工事業の各業種に係る技術者のそれぞれの人数により、第3表のとおり点数を付加するものとする。ただし、付加する点数は、50点を上限とする。

第3表

資格	1級技術者	2級技術者
付加点数	3	1

4 障がい者の雇用人数（規程第8条第1項第2号エ）

障がい者の雇用人数については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく雇用義務がある一般事業主（法定雇用義務がある業者）及び障がい者の雇用に積極的に取り組んでいる業者（法定雇用義務がない業者）に対し、第4表又は第4-1表のとおり点数を付加するものとする。

第4表（法定雇用義務がある業者の場合）

障がい者雇用	雇用義務達成の事業者	雇用義務未達成の事業者
付加点数	5	-10

第4-1表（法定雇用義務がない業者の場合）

障がい者雇用	2人以下雇用	3人以上雇用
付加点数	5	10

5 雇用の規模（規程第8条第1項第2号エ）

雇用の規模については、令和6年7月1日現在における健康保険又は厚生年金保険等の被保険者数（後期高齢者も対象とする。）により、第5表のとおり点数を付加するものとする。

第5表

雇用の規模	1人～9人	10人～29人	30人以上
付加点数	10	20	30

6 経営状況（規程第8条第1項第2号エ）

経営状況については、対象期間において不渡りの発生及び銀行取引停止を受けた業者を対象とし、第6表のとおり点数を付加するものとする。

第6表

経営状況	不渡り	銀行取引停止
付加点数	-25	-50

7 本店登記期間（個人の場合は、営業年数）（規程第8条第1項第2号エ）

本店登記期間については、那覇市内における本店登記期間（個人の場合は、営業年数）により、第7表のとおり点数を付加するものとする。

第7表

市内本店等	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
付加点数	5	10	15

8 ISO認証取得及びエコアクション21の認証・登録（規程第8条第1項第2号エ）

ISO認証取得及びエコアクション21の認証・登録については、審査基準日における当該認証の取得・登録により、第8表のとおり点数を付加するものとする。ただし、付加する点数は、30点を上限とする。

第8表

認証	ISO9000S	ISO14000S	エコアクション21
付加点数	15	15	5

9 優秀建設工事表彰（規程第8条第1項第2号エ）

優秀建設工事表彰については、継続登録業者でかつ直前2年度において那覇市優秀建設工事表彰を受けた業者を対象とし、受賞した業種ごとに第9表のとおり点数を付加するものとする。ただし、同一業種について受賞が連続・重複する場合について付加する点数は、20点を上限とする。

第9表

優秀建設工事表彰	直前2年度における受賞業者
付加点数	20

10 社会貢献（規程第8条第1項第2号エ）

社会貢献については、審査基準日において那覇市とのボランティア協定、災害時における応援協定等を締結している業者を対象とし、当該締結件数に応じ第10表のとおり点数を付加するものとする。ただし、第10表により付加する点数は、15点を上限とする。

第10表

社会貢献	ボランティア協定	災害時における応援協定等
付加点数	10	5

【参考】

那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成 26 年訓令第 17 号）

（工事施工能力審査及び等級格付）

第8条 市長は、有資格者のうち建設業者について、建設工事の種類（次項及び第3項において「工種」という。）ごとに次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める数値を合計したもの（次項において「総合点数」という。）により工事施工能力審査を行うものとする。

(1) 客観的事項 建設業法第27条の29第1項の総合評定値の数値

(2) 主観的事項 次に掲げる項目ごとに、市長が別に定める基準により算定した数値

ア 本市発注の建設工事の工事成績

イ 指名停止の状況

ウ 技術者の雇用人数

エ その他市長が必要と認める加点又は減点の要素

2～4 〔略〕